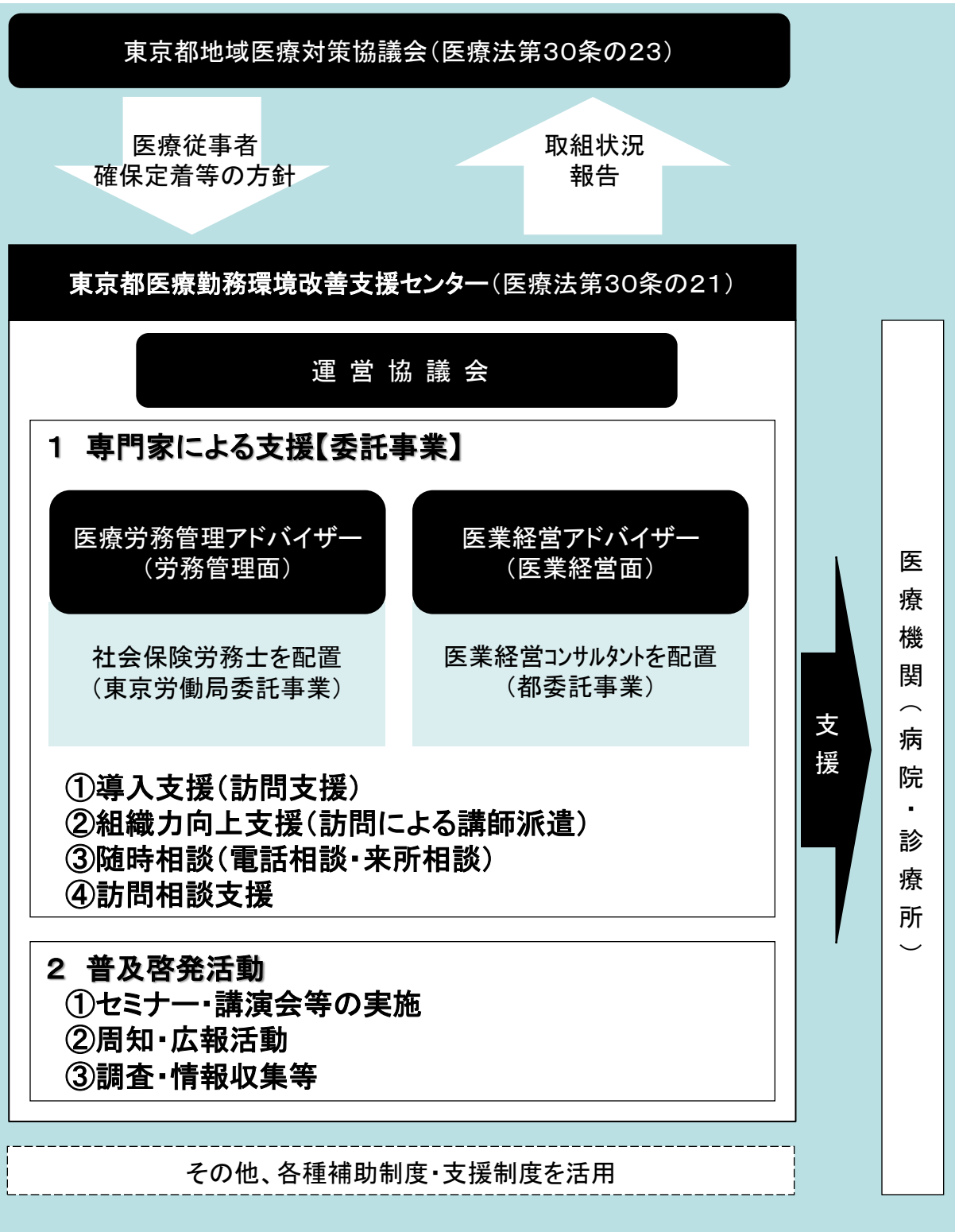


医療法第30条の21第3項及び東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱に基づき、医療機関における勤務環境改善の促進を支援するため、その拠点として東京都医療勤務環境改善支援センターを設置する。当センターには専門のアドバイザーを配置し、医療機関に対するワンストップでの相談支援体制を構築。
（平成26年10月1日設置）

◎ センターの概要



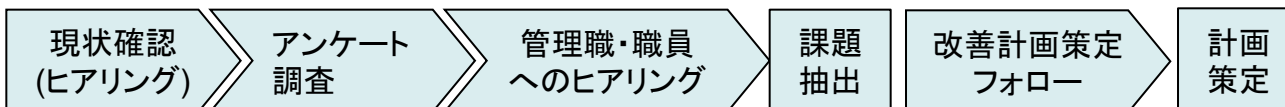
1 専門家による支援

①導入支援(訪問支援) (H28実績:7件)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、改善計画の策定までを支援

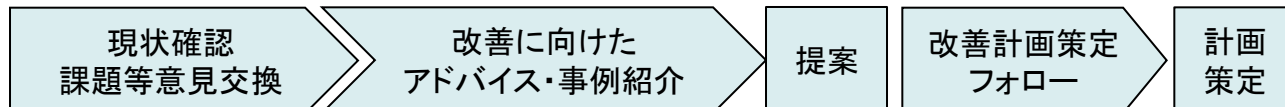
○ 現状分析・課題抽出型支援

職員アンケートやヒアリングにより現状分析・課題抽出を行い、改善の方策を提案



○ 課題選択型支援 ※平成29年度開始

医療機関が選択した課題に対し、助言や事例紹介等により、改善の方策を提案



②組織力向上支援(訪問による研修講師派遣) (H28実績:8件)

医療機関や医療関係団体において実施する研修会等にアドバイザーを講師として派遣

③随時相談(電話相談・来所相談) (H28実績:85件)

平日午前9時30分から午後5時30分まで(祝祭日・年末年始を除く)

【労務管理面:医療労務管理アドバイザー 医業経営面:医業経営アドバイザー】

④訪問相談支援(訪問相談) ※平成29年度開始

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、支援センターについて詳細な説明を実施

2 普及啓発活動

- 研修会等を開催し、取組事例の紹介や医療勤務環境改善に資する講演等を実施
 - 医療機関等に対する医療勤務環境改善に関する調査等の実施
 - 労務管理・経営に関するニュースレター(月1回程度)の発行
 - 勤務環境改善につながる労務管理・経営に関するミニ講座の開催
- ※平成29年度開始

<今後の方向性>

- 「医師の働き方改革検討委員会」の動向を注視しながら、引き続き支援センターのPRを行うとともに、医療従事者の勤務環境改善を目指す医療機関を着実に支援していく。
- 医療機関が行う医療従事者の勤務環境改善に向けた自主的な取組をより進めるため、医療機関が勤務環境の取組状況を確認できるツールの提供等について検討していく。